



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年5月29日金曜日 第2069号

◇ 目 次 ◇ 告 示

落札者等の告示.....	535
地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公示.....	535
肥料登録証の記載事項の変更の届出.....	536
保安林の指定.....	536
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	536
加入区の設定(漁獲共済)の一部改正.....	538
加入区の設定(特定養殖共済)の一部改正.....	539
二級河川の指定.....	539
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	539
土地改良区役員就退任の届出.....	540
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	540
道路の供用開始(県道今治丹原線).....	540
道路の区域変更(一般国道378号).....	540
道路の供用開始(一般国道378号).....	541

開発行為に関する工事の完了(2件).....	541
道路の供用開始(一般国道380号).....	541
兼用工作物の管理の方法について.....	542

公 告

土地の売払い(2件).....	542
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件).....	544
公文書の公開の実施状況.....	545
個人情報の開示等の実施状況.....	546

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職
員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 546

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第742号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年5月29日

愛媛県知事 加戸守行

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び新聞折込 1回約550,000部 10回(1部当たりの単価)	愛媛県企画情報部秘書広報局広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成21年4月1日	株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一丁目12番地1	7,455円	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第743号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する平成21年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成21年5月29日

愛媛県知事 加戸守行

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	越智地区	平成22年3月31日まで	地籍調査
	北土居地区	〃	〃
	朝生田地区	〃	〃
	和泉北地区	〃	〃
	土居田地区	〃	〃
	針田地区 空港通地区	〃	〃(概況調査)
宇和島市	百之浦の一部	平成22年3月31日まで	地籍調査
	蛤の一部	〃	〃
	大浦の一部	〃	〃
	下畑地の一部 岩松の一部	〃	数値情報化
八幡浜市	日土町の一部	平成22年3月31日まで	地籍調査
	日土町の一部	〃	数値情報化
新居浜市	瓜生野の一部	平成22年3月31日まで	地籍調査
	高祖の一部	〃	〃
	瓜生野の一部、草原	〃	〃

西条市	飯岡の一部	平成22年3月31日まで	地籍調査
	飯岡、早川の一部	〃	〃
	早川の一部	〃	数値情報化
	飯岡の一部	〃	〃
大洲市	新谷の一部	平成22年3月31日まで	地籍調査
	新谷町の一部	〃	〃
	長浜町仁久の一部	〃	〃
	長浜の一部	〃	数値情報化
	新谷の一部	〃	〃
	新谷町の一部 長浜町仁久の一部	〃	〃
四国中央市	三島中央の一部	平成22年3月31日まで	地籍調査
	三島金子の一部	〃	〃
	川之江町の一部	〃	〃
	土居の一部 新宮町新瀬川の一部	〃	〃
東温市	滑川の一部	平成22年3月31日まで	地籍調査
	河之内の一部	〃	〃
	明河の一部	〃	数値情報化
	河之内の一部	〃	〃
松前町	西高柳の一部	平成22年3月31日まで	地籍調査
	筒井、浜及び西古泉の一部	〃	〃
	筒井及び浜の一部	〃	〃
	筒井及び浜の一部	〃	〃(概況調査)
伊方町	伊方地域	平成22年3月31日まで	数値情報化

○愛媛県告示第 744 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第13条第 1 項の規定に基づき、次のとおり肥料登録証の記載事項の変更の届出があった。

平成21年 5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更前	変更後	変更年月日
愛媛県第 1172号	全国農業協同組合連合会 東京都千代田区大手町一丁目 3番 1号	東京都千代田区大手町一丁目 8番 3号	東京都千代田区大手町一丁目 3番 1号	平成21年 5月 7日
愛媛県第 1173号	〃	〃	〃	〃

○愛媛県告示第 745 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年 5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林の所在場所

松山市熊田乙 229 の 2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

熊田乙 229 の 2（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

西条市大保木字鷲寄乙 8 の 1、乙 8 の 2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鷲寄乙 8 の 1・乙 8 の 2（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

西条市丸野字水呑5367、5368、5371から5376まで、5378の 2、5379、5380

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字水呑5367・5371・5378の 2・5379（以上 4 筆について、次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4(1) 保安林の所在場所

西条市荒川字ゴジキガ谷甲11の 1、甲13の 1、甲13の 2、字笹ノウ子甲14の 1、甲14の 2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ゴジキガ谷甲11の 1・甲13の 1・字笹ノウ子甲14の 1（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 746 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成21年 4月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成21年 5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)

第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生	年1分2厘5毛	年1分5厘5毛	年1分2厘5毛	年6厘	年6厘

漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生	年1分2厘5毛	年1分5厘5毛	年1分2厘5毛	年6厘	年6厘

産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）						産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）					
4～6 省略						4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金		同上	年 6 厘	年 6 厘		7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金		同上	年 6 厘 5 毛	年 6 厘 5 毛	
8 省略						8 省略					

○愛媛県告示第747号

加入区の設定（漁獲共済）（平成14年12月愛媛県告示第2013号）の一部を次のように改正し、平成21年6月1日から施行する。
平成21年5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
区 域	区 分	区 域	区 分
1～35 省略		1～35 省略	
36 戸島区域（ <u>うわうみ漁業協同組合の地区のうち、旧戸島漁業協同組合の地区</u> ）	省略	36 戸島区域（ <u>戸島漁業協同組合</u> の地区）	省略
37 日振島区域（ <u>うわうみ漁業協同組合の地区のうち、旧日振島漁業協同組合の地区</u> ）	省略	37 日振島区域（ <u>日振島漁業協同組合</u> の地区）	省略
38～45 省略		38～45 省略	

○愛媛県告示第 748 号

加入区の設定（特定養殖共済）（平成 8 年 1 月愛媛県告示第23号）の一部を次のように改正し、平成21年 6 月 1 日から施行する。
平成21年 5 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
真珠母貝養殖業		真珠母貝養殖業	
加入区の名称	区 域	加入区の名称	区 域
省略		省略	
蔦淵加入区	うわうみ漁業協同組合の地区のうち、旧蔦淵漁業協同組合の地区	蔦淵加入区	蔦淵漁業協同組合 _____の地区
省略		省略	
戸島加入区	うわうみ漁業協同組合の地区のうち、旧戸島漁業協同組合の地区	戸島加入区	戸島漁業協同組合 _____の地区
日振島加入区	うわうみ漁業協同組合の地区のうち、旧日振島漁業協同組合の地区	日振島加入区	日振島漁業協同組合 _____の地区
省略		省略	

○愛媛県告示第 749 号

河川法（昭和39年法律第 167 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり二級河川を指定する。

平成21年 5 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

水系名	河川名	区 間	
		上 流 端	下 流 端
出海川	出海川放水路	出海川からの分派点	海に至る

○愛媛県告示第 750 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年 5 月29日

宇和島港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町 119 番 1

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

宇和島市大浦字長浦甲 3 番 5 から甲2573番13に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と①の地点を結ぶ平成12年秋分の満潮位（D・L・+2.18メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 宇和島市住吉町字住吉山乙 700 番 8 国土地理院「住吉」四等三角点（北緯33度13分31.804秒、東経 132 度33分27.874秒）

①の地点 基点から真北 335 度19分41秒431.66メートルの地点

②の地点 ①の地点から真北 317 度07分23秒 12.73メートルの地点

③の地点 ②の地点から真北 272 度59分59秒 38.93メートルの地点

④の地点 ③の地点から真北 182 度59分59秒 35.50メートルの地点

⑥⑥の地点 ④の地点から真北 272 度59分59秒 75.00メートルの地点

⑧の地点 ⑥⑥の地点から真北 2 度59分59秒225.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から真北92度59分59秒 50.00メートルの地点

⑥⑦の地点 ⑨の地点から真北 2 度59分59秒100.00メートルの地点

⑥⑧の地点 ⑥⑦の地点から真北92度59分59秒 81.84メートルの地点

④⑨の地点 ⑥⑧の地点から真北 178 度35分55秒 25.99メートルの地点

⑤⑩の地点 ④⑨の地点から真北 312 度52分51秒 22.32メートルの地点

⑤①の地点 ⑤⑩の地点から真北 272 度59分59秒 14.70メートルの地点

⑤②の地点 ⑤①の地点から真北 182 度59分59秒113.40メートルの地点

⑤③の地点 ⑤②の地点から真北92度59分59秒 32.60メートルの

地点

⑤④の地点 ⑤③の地点から真北44度59分59秒 25.92メートルの

地点

⑤⑤の地点 ⑤④の地点から真北 187度40分16秒 50.38メートル

の地点

⑤⑥の地点 ⑤⑤の地点から真北 323度11分40秒 25.19メートル

の地点

⑤⑦の地点 ⑤⑥の地点から真北 272度59分59秒 56.72メートル

の地点

⑤⑧の地点 ⑤⑦の地点から真北 182度59分59秒141.30メートル

の地点

⑤⑨の地点 ⑤⑧の地点から真北92度59分59秒 39.30メートルの

地点

⑥⑩の地点 ⑤⑨の地点から真北46度43分34秒 28.02メートルの

地点

⑥⑪の地点 ⑥⑩の地点から真北 184度26分52秒7.49メートルの

地点

(3) 面積

25,240.41平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年 2月23日 愛媛県指令12港第 525号

4 しゅん功認可年月日

平成21年 5月29日

○愛媛県告示第 751号

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、西条市朔日市新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月29日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 要 雄	西条市玉津666番地の 3
"	真 木 繁 隆	西条市明屋敷52番地
"	森 壽	西条市玉津81番地

○愛媛県告示第 753号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	今治市古谷甲210番 1地先から 同市山口甲303番 3まで	平成21年 5月29日

○愛媛県告示第 754号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

"	矢 野 勝	西条市朔日市46番地
"	寺 川 稔	西条市朔日市90番地
"	高 橋 建 樹	西条市朔日市551番地 1
"	秋 山 賢 治	西条市朔日市631番地 3
"	桑 原 幸 治	西条市朔日市228番地
監 事	高 橋 彦 雄	西条市神拝乙102番地の 2
"	近 藤 伊 都 美	西条市玉津677番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 正 雄	西条市朔日市551番地の 1
"	藤 田 要 雄	西条市玉津666番地の 3
"	森 壽	西条市玉津81番地
"	渡 辺 良 太 郎	西条市朔日市183番地の 2
"	土 野 勝	西条市朔日市179番地の 2
"	真 木 繁 隆	西条市明屋敷52番地
"	桑 原 幸 治	西条市朔日市228番地
"	高 橋 彦 雄	西条市神拝乙102番地の 2
監 事	築 山 文 市	西条市玉津689番地の 3
"	岡 田 友 吉	西条市朔日市717番地

○愛媛県告示第 752号

西条市丹原町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9項において準用する同法第 8条第 6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 5月29日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆 志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 西条市丹原町土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 西条市丹原町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成21年 6月 1日から21年 6月26日まで

3 縦覧場所

西条市丹原総合支所

平成21年 5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予市三秋字姥ヶ谷甲1136番3から 同市三秋字端原甲1328番2地先まで	旧	メートル 9.1～26.4	キロメートル 0.196	
			新	15.3～50.4	0.196	

○愛媛県告示第 755 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	伊予市三秋字籬山丙 6 番254から 同市三秋字端原甲1328番2地先まで	平成21年 5月29日
”	”	伊予市三秋字菅谷丙 2 番75地先から 同市三秋字泉山乙263番17まで	”

○愛媛県告示第 756 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 5月29日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
21中建管第193 - 2 号 平成21年 5月20日	東温市下林字八幡原甲27番、甲48番、甲56番3、甲56番6、甲57番2、同 市下林字八幡原甲56番7、同市下林字タテワリ丙183番1、丙183番3、丙 184番1、丙185番2、丙185番6、丙196番4、丙196番13、丙196番14、丙 196番16	西条市神拝甲130番地の2 株式会社 ファーム 代表取締役 久 門 渡

○愛媛県告示第 757 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 5月29日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
21中局建（開）第 7 号 平成21年 5月20日	東温市下林字伽藍甲1380番 1、甲1380番 2	東温市下林甲1368番地 永 井 大 介

○愛媛県告示第 758 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	380号	喜多郡内子町寺村1975番6から 同町寺村2272番まで	平成21年 5月29日

○愛媛県告示第759号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 5月29日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川菊川水系菊川	菊川左岸堤防	南宇和郡愛南町御荘菊川1964番1地先から南宇和郡愛南町御荘菊川1963番1地先まで	道路管理者 愛南町長 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
二級河川僧都川水系僧都川	僧都川右岸堤防	南宇和郡愛南町御荘平城3019番1地先から南宇和郡愛南町御荘平城2988番1地先まで	〃
〃	〃	南宇和郡愛南町御荘平城2120番1地先から南宇和郡愛南町御荘平城2062番地先まで	〃
〃	〃	南宇和郡愛南町御荘平城2037番地先から南宇和郡愛南町御荘平城1625番2地先まで	〃
〃	〃	南宇和郡愛南町御荘平城1621番2地先から南宇和郡愛南町御荘平城790番1地先まで	〃
〃	〃	南宇和郡愛南町御荘平城3019番1地先から南宇和郡愛南町城辺乙534番地先まで	〃
〃	〃	南宇和郡愛南町城辺乙543番地先から南宇和郡愛南町城辺乙545番地先まで	〃
〃	僧都川左岸堤防	南宇和郡愛南町城辺甲2301番1地先から南宇和郡愛南町城辺甲2321番地先まで	〃
〃	〃	南宇和郡愛南町城辺甲2432番2地先から南宇和郡愛南町城辺甲2427番1地先まで	〃
二級河川僧都川水系長月川	長月川左岸堤防	南宇和郡愛南町城辺乙626番地先から南宇和郡愛南町城辺乙570番2地先まで	〃
二級河川蓮乗寺川水系蓮乗寺川	蓮乗寺川右岸堤防	南宇和郡愛南町城辺甲620番1地先から南宇和郡愛南町城辺甲625番1地先まで	〃
〃	〃	南宇和郡愛南町城辺甲1601番地先から南宇和郡愛南町城辺甲2722番地先まで	〃
〃	蓮乗寺川左岸堤防	南宇和郡愛南町蓮乗寺26番1地先から南宇和郡愛南町蓮乗寺205番2地先まで	〃
二級河川惣川水系惣川	惣川左岸堤防	南宇和郡愛南町満倉2614番2地先から南宇和郡愛南町満倉2696番2地先まで	〃

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年 5月29日から道路の存続する日まで

公 告

平成21年 5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

1 入札に付する事項

- (1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
今治市山路字木ノ谷759番 1	学校用地	872.68㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成21年 5月29日（金）から 6月25日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15 分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 （089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成21年 6月25日（木）午後 5 時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年 6月10日（水）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成21年 7月13日（月）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県今治市旭町一丁目 4 番地 9

愛媛県東予地方局今治支局 3 階第 2 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
今治市伯方町木浦字福浦甲39 08番1	宅 地	785.73㎡	12,886,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成21年5月29日（金）から6月25日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 （089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成21年6月25日（木）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年6月10日（水）午後2時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成21年7月13日（月）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県今治市旭町一丁目4番地9

愛媛県東予地方局今治支局3階第2会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 5月15日	特定非営利活動法人 えひめ盲ろう者友の会	高橋 信行	松山市久万ノ台594番地 5	本会は、視覚障害と聴覚障害を併せ持つ者（以下「盲ろう者（児）」という。）の社会参加を支援するとともに、住民に対し、盲ろう者（児）へのボランティア活動の知識・技能を広め、活動参加の機会を提供することにより、盲ろう者（児）が安心して参加できる社会作りを促進することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 5月29日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 5月15日	特定非営利活動法人 共同運えひめ	白石 勇	松山市上野町甲734番地の14	この法人は、障害児・者の教育・生活・労働権の確立をめざし、障害のある人ない人の統合教育、共同事業所づくりを推し進め、あらゆる差別を克服し、真の共生社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

公文書の公開の実施状況

平成20年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成21年 5月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位：件)

区 分	請求等の 件 数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		公 開	部分公開	非 公 開	
公開請求等	764 (57)	429 (41)	206 (6)	100 (3)	29 (7)
公開申請等	7 (3)	1 (1)	5 (2)	0 (0)	1 (0)
計	771 (60)	430 (42)	211 (8)	100 (3)	30 (7)

注1 公開請求等とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求及び公開申出をいう。

注2 公開申請等とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請及び公開申出をいう。

注3 ()内は、公開申出の件数であり、いずれも内数である。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

実 施 機 関	公開請求等件数	公開申請等件数																								
			知	事	議 会	公 営 企 業 管 理 者	教 育 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会																		
総務部	56	1	企画情報部	6	0	県民環境部	32	0	保健福祉部	104	0	経済労働部	27	0	農林水産部	20	1	土木部	179	2	出納局	1	0	小計	425	4
議 会	3	0	公 営 企 業 管 理 者	14	0	教 育 委 員 会	275	0	選 挙 管 理 委 員 会	20	3															

人 事 委 員 会	2	0
監 査 委 員	4	0
公 安 委 員 会	2	0
警 察 本 部 長	19	0
労 働 委 員 会	0	0
収 用 委 員 会	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0
合 計	764	7

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

請 求 等 の 主 な 内 容	公開請求等件数	公開申請等件数
教科書関係文書	128	0
公益法人等の決算書類	101	0
道路等図面関係	83	2
建築計画概要書	55	0
名簿関係	44	1

4 公文書公開請求者等別の内訳

(1) 平成20年 4月1日から同年10月16日まで

(単位：件)

公 開 請 求 者 等 の 区 分	公開請求等件数	公開申請等件数
(1) 県内に住所を有する者	275	0
(2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他団体	197	1
(3) 県内の事務所又は事業所に勤務する者	0	0
(4) 県内の学校に在学する者	0	0
(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、実施機関が 行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法 人その他団体	0	0
(6) (1)から(5)までに掲げるもの以外のもの	57	3

(2) 平成20年10月17日から平成21年 3月31日まで

(単位：件)

公 開 請 求 者 等 の 区 分	公開請求等件数	公開申請等件数
県内に住所を有する者又は事務所若しくは事業所を 有する個人及び法人その他団体	173	2
その他のもの	62	1

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位：件)

不服申立て件数		処 理 の 状 況				
19年度 からの 繰越 件数	20年度 不服 申立て 件数	裁 決 又 は 決 定			審 理 中	取 下 げ
		却 下	棄 却	一 部 認 容		
1	0			1		

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出
実績なし

○公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成20年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成21年 5月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

実 施 機 関	20年度未件数
知 事	
総 務 部	69
企 画 情 報 部	29
県 民 環 境 部	160
保 健 福 祉 部	456
経 済 労 働 部	84
農 林 水 産 部	197
土 木 部	129
出 納 局	10
小 計	1,134
議 会	13
公 営 企 業 管 理 者	16
教 育 委 員 会	171
選 挙 管 理 委 員 会	20
人 事 委 員 会	4
監 査 委 員	5
公 安 委 員 会	6
警 察 本 部 長	162
労 働 委 員 会	4
収 用 委 員 会	11

海区漁業調整委員会	2
内水面漁場管理委員会	1
合 計	1,549

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位：件)

実施機関	請 求 の 件 数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	
知 事	10	5	5	0	0
公 営 企 業 管 理 者	30	24	6	0	0
教 委 員 会	43	43	0	0	0
監 査 委 員	1	1	0	0	0
警 本 部 長	9	0	7	2	0
合 計	93	73	18	2	0

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位：件)

実 施 機 関	請 求 の 件 数
知 事	
総 務 部	20
県 民 環 境 部	8
保 健 福 祉 部	99
小 計	127
教 育 委 員 会	7,454
人 事 委 員 会	162
警 察 本 部 長	2,517
合 計	10,260

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

5 不服申立ての状況

実績なし

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 161

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 5月29日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
委託地	機 関		職	委託地	機 関		職
方公共				方公共			

団体			
上島町	省略		
	町長 部局	本庁	課長 会計管理者 総務課長補佐 総務課庶務係長
		省略	
省略			
久万高 原町	省略		
	町長 部局	本庁	課長_____ 会計管理者 総務課 班長（人事又は予算を担当するも のに限る。）
		省略	
省略			
松前町	省略		
	町長 部局	本庁	部長 課長 会計管理者 総務課 長補佐 財政課長補佐（予算 を担当するものに限る。） 総務 課職員係長 財政課財政係長
		省略	
省略			
砥部町	省略		
	町長 部局	本庁	課長 会計管理者 総務課長補佐 企画財政課長補佐 総務課総務 管理係長 企画財政課財政係長
		省略	
	教育 委員 会	事務局	教育長 事務局長
		教育 機関	省略
省略			
省略			
松野町	省略		
	町長 部局	本庁	課長 会計管理者 出納室長 総 務課長補佐_____ 総務 課人事係長 総務課財政係長
		省略	
	教育 委員 会	事務局	教育長 課長_____
省略			
省略			

備考 省略

団体			
上島町	省略		
	町長 部局	本庁	課長_____ 総務課長補佐 総務課庶務係長
		省略	
省略			
久万高 原町	省略		
	町長 部局	本庁	課（室）長 会計管理者 総務課 班長（人事又は予算を担当するも のに限る。）
		省略	
省略			
松前町	省略		
	町長 部局	本庁	課長_____ 会計管理者 総務課 長補佐 企画財政課長補佐（予算 を担当するものに限る。） 企画 財政課財政係長 総務課職員係長
		省略	
省略			
砥部町	省略		
	町長 部局	本庁	課（室）長_____ 総務課長補佐 監理財政課長補佐 総務課職員 係長 監理財政課財政係長
		省略	
	教育 委員 会	事務局	教育長 課長_____
教育 機関		省略	
	文化 会館	館長	
省略			
松野町	省略		
	町長 部局	本庁	課長 会計管理者 出納室長 総 務課長補佐 財政課長補佐 総務 課人事係長 財政課財政係長
		省略	
	教育 委員 会	事務局	教育長 課（室）長
省略			
省略			

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。